

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香美市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

香美市長

公表日

令和7年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練並びに介護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う制度である。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者資格の取得・異動等に関する事務 ②要介護認定・要支援認定に関する事務 ③介護保険サービスの給付に関する事務 ④介護保険料の賦課・徴収に関する事務
③システムの名称	介護保険システム、統合宛名システム、中間サーバー、国保連続システム、マイナポータルびつたりサービス(サービス検索・電子申請機能)、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護情報ファイル、宛名管理システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表項番100 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	＜情報提供＞ ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 第2欄に「介護保険給付等関係情報」を含む項(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161)、 第4条、第5条、第9条、第13条、第17条、第44条、第58条、第67条、第71条、第82条、第85条、第88条、第89条、第110条、第117条、第127条、第130条、第134条、第146条、第163条 ＜情報照会＞ ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 第1欄 情報照会者が「市町村長」であって第2欄事務に「介護保険法」を含む項のうち本事務に該当するもの(131、132)、第133条、第134条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律(第9条)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高齢介護課
②所属長の役職名	高齢介護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	香美市総務課総務班 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 電話0887-53-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	香美市高齢介護課社会長寿班 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 電話0887-52-9280
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[]	人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を扱う全ての職員が特定個人情報の適正な取扱いのための庁内研修に参加し、特定個人情報の適正な取扱い方法を学んだうえで業務を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、漏えい・滅失・毀損を防ぐため、鍵のかかるキャビネット又は金庫で施錠保管している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 健康介護支援課長 中山 繁美	②所属長 健康介護支援課長 前田 哲夫		
平成28年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の係数か	平成27年12月31日 時点		
平成28年4月1日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数	いつの時点の係数か	平成27年12月31日 時点		
令和1年6月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 健康介護支援課長 前田 哲夫	②所属長 健康介護支援課長	事後	新様式に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年12月31日 時点	平成31年6月25日 時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年12月31日 時点	平成31年6月25日 時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年6月25日	IV リスク対策 1～9	—	各項目追加による記載	事後	新様式に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年11月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年6月25日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年11月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年6月25日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事後	法令の条項号ズレによる変更であり、重要な変更には該当しない。
令和6年1月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、統合宛名システム、中間サーバー	介護保険システム、統合宛名システム、中間サーバー、国保接続システム	事後	国保接続システムを追記した
令和6年1月12日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の 1. 2. 3. 4. 6. 26. 30. 33. 39. 42. 56の2. 58. 61. 62. 80. 87. 90. 93. 94. 95. 117項	番号法第19条第8号 【情報提供の根拠】 ○番号法別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄に「介護保険給付等関連情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,108,117) ○番号法別表第二の第三欄(情報提供者)に「他の法令による給付を行うこととされている者」等の記載がある項のうち、第四欄に「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載があり且つ当該項に係る主務省令において介護保険法が規定されている項 (5,1722,43,81,95,97,109,120) ○番号法別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄に「介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる(95) 【情報照会の根拠】 ○番号法別表第二の第一欄が「市町村長」の項のうち第二欄に「介護保険法に事務」が含まれる項(93,94)	事後	・現時点までの根拠条項を追記した。 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律(第9条)を追記した。
令和6年1月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康介護支援課	高齢介護課	事後	令和5年4月1日付組織編成に伴う課名変更のため
令和6年1月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康介護支援課長	高齢介護課長	事後	令和5年4月1日付組織編成に伴う課名変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月12日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	香美市健康介護支援課社会長寿班 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 電話0887-52-9280	香美市高齢介護課社会長寿班 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 電話0887-52-9280	事後	令和5年4月1日付組織編成に伴う課名変更のため
令和6年1月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和1年1月11日	令和5年12月1日	事後	計測時点の更新のため。
令和6年1月12日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数	令和1年1月11日	令和5年12月1日	事後	計測時点の更新ため。
令和7年3月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、統合宛名システム、中間サーバー、国保接続システム	介護保険システム、統合宛名システム、中間サーバー、国保接続システム、マイナポータルぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)、申請管理システム	事前	マイナポータルぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)、申請管理システムを追記する。
令和7年3月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条(利用範囲)別表第一の68項	・番号法第9条第1項、別表項番100 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条	事後	見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 【情報提供の根拠】 ○番号法別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄に「介護保険給付等関連情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,108,117) ○番号法別表第二の第三欄(情報提供者)に「他の法令による給付を行うこととされている者」等の記載がある項のうち、第四欄に「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載があり且つ当該項に係る主務省令において介護保険法が規定されている項(5,1722,43,81,95,97,109,120) ○番号法別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄に「介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる(95) 【情報照会の根拠】 ○番号法別表第二の第一欄が「市町村長」の項のうち第二欄に「介護保険法に事務」が含まれる項(93,94) ○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律(第9条)	<情報提供> ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 第2欄に「介護保険給付等関係情報」を含む項(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161)、第4条、第5条、第9条、第13条、第17条、第44条、第58条、第67条、第71条、第82条、第85条、第88条、第89条、第110条、第117条、第127条、第130条、第134条、第146条、第163条 <情報照会> ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 第1欄 情報照会者が「市町村長」であって第2欄 事務に「介護保険法」を含む項のうち本事務に該当するもの(131、132)、第133条、第134条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律(第9条)	事後	見直しによる修正
令和7年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年12月1日	令和7年2月1日	事後	計測時点の更新ため。
令和7年3月1日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数	令和5年12月1日	令和7年2月1日	事後	計測時点の更新ため。
令和7年3月1日	IV リスク対策 8. 人でを介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	新様式に伴う項目追加のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月1日	IVリスク対策 8. 人を介在させる作業 判断の根拠		特定個人情報を扱う全ての職員が特定個人情報 の適正な取扱いのための庁内研修に参加 し、特定個人情報の適正な取扱い方法を学ん だうえで業務を行っている。	事後	新様式に伴う項目追加のため。
令和7年3月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク への対策	事後	新様式に伴う項目追加のため。
令和7年3月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	新様式に伴う項目追加のため。
令和7年3月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		特定個人情報を含む書類は、漏えい・滅失・毀 損を防ぐため、鍵のかかるキャビネット又は金 庫で施錠保管している。	事後	新様式に伴う項目追加のため。